

料金表

いきいきタウンのだ 特養

2022.10

利用料金は、要介護度に応じた介護費用等の自己負担額（1割～3割）と居室・食事に係る自己負担額（第1段階～第4段階）の合計金額となります。

■ 1か月（30日）あたりの利用料の目安【ユニット型個室】

単位：円

要介護度	限度額段階/ 負担割合		介護費用	諸加算費用	居住費 (個室料)	食費	日額	月額（30日）
要介護3	第1段階		816	31	820	300	1,967	59,010
	第2段階					390	2,057	61,710
	第3段階①				1,310	650	2,807	84,210
	第3段階②					1,360	3,517	105,510
	第4段階	1割負担			2,006	1,493	4,346	130,380
		2割負担					1,630	59
3割負担		2,445	88	6,032			180,960	
要介護4	第1段階		886	31	820	300	2,037	61,110
	第2段階					390	2,127	63,810
	第3段階①				1,310	650	2,877	86,310
	第3段階②					1,360	3,587	107,610
	第4段階	1割負担			2,006	1,493	4,416	132,480
		2割負担					1,771	59
3割負担		2,657	88	6,244			187,320	
要介護5	第1段階		955	31	820	300	2,106	63,180
	第2段階					390	2,196	65,880
	第3段階①				1,310	650	2,946	88,380
	第3段階②					1,360	3,656	109,680
	第4段階	1割負担			2,006	1,493	4,485	134,550
		2割負担					1,909	59
3割負担		2,863	88	6,450			193,500	

※特養入居は要介護3からとなります

※制度改正により金額が変更となることがあります

※諸加算費用は「サービス提供体制加算」「夜勤職員配置加算」「看護体制加算」

■その他の料金：職員配置体制で加算される項目ならびに該当入居者に追加される項目

項目	日額			内容
	1割	2割	3割	
①初期加算	31	62	93	新規入居から30日間
②入院・外泊加算	253	506	758	入院・外泊の間、一か月6日間までの加
③日常生活継続支援加算	48	95	142	
④口腔衛生管理体制加算	94	186	278	月に一回のみ
⑤療養食加算	7	13	19	医師の指示により食事調整が必要な方
⑥日常費用支払い代行代	100			全入居者対象
⑦テレビ使用電気代	50			居室にお持込になる方のみ
⑧冷蔵庫使用電気代	50			居室にお持込になる方のみ
⑨事務代行費	1,000			ご依頼いただく場合のみ

上記のほか、加算の基準に適合していると県に届け出している加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%

■介護保険負担割合について

介護保険サービスを受けるときには、介護保険被保険者証に記載されている利用者負担割合に応じて、サービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。

■介護保険負担限度額認定について

居住費・食費についてはご本人による負担が原則ですが、ご本人および世帯を共にしている方の収入により、負担軽減する制度です。

※第1段階・・・市民税非課税世帯で老齢福祉年金・生活保護を受給されている方

※第2段階・・・市民税非課税世帯で合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方

※第3段階①・・・市民税課税世帯で、特例減額措置が適用され年金等収入が80万円超120万円以下の方

※第3段階②・・・市民税課税層で、特例減額措置が適用され、年金等収入が120万円超の方

※第4段階・・・上記以外の方